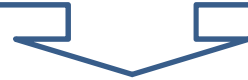


平成27年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)の概要

「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」

平成25年12月11日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定

- ・滑走路地区の未探索の壕(1箇所)の掘削及び探索済みの壕(2箇所)の再確認。
- ・滑走路地区の高性能地中探査レーダの反応箇所は、できる限り速やかに、全て掘削。
- ・上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容。
- ・滑走路地区の掘削・遺骨収容と並行して、外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施。



「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」

平成26年3月26日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容を4年間で実施。
 - ・未探索の壕1箇所の掘削、探索済みの壕2箇所の再確認。
 - ・探査レーダの反応箇所を全て掘削。
 - ①滑走路下(101箇所)
 - ②芝生区域(1114箇所)、集水区域(523箇所)
 - ③誘導路・給油施設等(60箇所)。
 上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手。
2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容を5年間で実施。

- ※1 庁舎地区については、滑走路地区の掘削・遺骨収容後、対応。
- ※2 掘削及び遺骨収容の状況は随時、厚生労働省のホームページで公表。

「平成27年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」(案)

1. 滑走路下101箇所中、平成26年度に実施していない71箇所全て掘削し、滑走路下の掘削を完了。
2. 未探索の壕(1箇所)の掘削及び探索済みの壕(1箇所)の再確認について、年度内に着手。
3. 外周道路外側の平成27年度調査予定区域について面的調査・遺骨収容及び平成26年度区域の面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を実施。

「第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」

～抜粋～

平成27年2月12日

今も異国の地に眠るたくさんの御遺骨に、一日も早く、祖国へと御帰還いただきたい。それは、今を生きる私たちの責務であります。硫黄島でも、1万2千柱もの御遺骨の早期帰還に向け、来年度中に滑走路下百か所の掘削を完了し、取組を加速してまいります。